

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月3日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 理事 小菅 正美

## 記

### 1 入札に付する事項

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 件名      | 商品情報等の提供に関する契約    |
| (2) 入札対象物品等 | 入札条件（案の2）のとおりに付する |
| (3) 諸条件     | 入札条件（案の2）のとおりに付する |

### 2 調達内容等

#### (1) 提供対象（砂糖及びトウモロコシに関する日々の情報）

##### ①相場情報

- ・ニューヨーク砂糖先物相場（11号約定）各限月の確定値
- ・ニューヨーク砂糖出来高および取引高
- ・国際砂糖協定価格
- ・ロンドン白糖先物相場（5号約定）各限月の確定値
- ・ロンドン白糖先物出来高及び取引高
- ・シカゴトウモロコシ先物相場各限月の確定値

##### ② ①の市況に関する情報

##### ③ ①に影響を及ぼす世界の生産・消費・輸出入情報

##### ④ ①に影響を及ぼす世界各国の政策動向情報

##### ⑤ ①に影響を及ぼす商品市況・需給に関する情報

以上の情報について、パソコンの画面で確認及びプリントアウトが可能であること。なお、パソコンのOSはウインドウズXPとし、受信データはテキストファイル、Excelファイル、CSVファイルのいずれかで利用可能なものとする。

#### (2) 情報提供期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）までの1年間

#### (3) 情報提供場所 独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 入札日において、平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格

における「役務等」に登録された者であること。

#### 4 契約事項を示す場所、問い合わせ先

##### (1) 場所

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル北館4階）

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部輸入調整課（担当：真弓）

Email : mayumi@alic.go.jp

電話番号：03（3583）8396 F A X：03（3583）8169

##### (2) 入札関係書類の交付日時

平成24年2月23日（木）～3月5日（月）

（10：00～18：00 ただし12：00～13：00及び土日を除く。）

#### 5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時：平成24年3月12日（月） 午後2：00～2：15

(2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

(3) 入札後に速やかに上記(2)の場所において開札するものとする。

#### 6 独立行政法人が行う契約に係る公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

##### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象

外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

7 その他必要な事項

(1) 入札説明会の日時及び場所

日時：平成24年2月23日（木）午後2：00～3：00

場所：独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部会議室（北館4階会議室）

注1 説明会に参加を希望する者は、別紙1「説明会出席届」に社名及び参加者名並びに参加人数を明記のうえ、4の問い合わせ先あてに参加申込を行うこと。

（締切：平成24年2月22日（水）17時まで）

注2 出席者は各社2名までとする。

注3 入札説明会に参加できない場合は、4の問い合わせ先に連絡のうえ、平成24年3月5日までに入札説明書の交付を受けること。

(2) 入札内容に関する質問

入札内容に関する質問については、4（1）に記載の電子メールもしくはFAXによるものとする。

質問時は、メールの場合、件名欄の先頭に「商品情報等の提供：」と入れた後に、件名を記載すること。また、質問内容の最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。

FAXの場合も同じく、質問内容の後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。

質問の締め切りは、平成24年3月5日（月）17時まで。

回答は、平成24年3月6日（火）18時までに行う。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金 免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

契約事務責任者が当該契約の履行が可能であると判断した者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書等の作成

落札後の契約の締結に当たっては、原則、機構が示した「商品情報等の提供に係る契約書（案）」により契約書を作成するものとする。ただし、それによらない契約書を用いて契約を締結する場合は、双方にて協議し、別途に覚書等を作成するものとする。

(8) その他

別添1の仕様書に記載する商品情報等の提供に関する契約を対象に、入札を実施する。

入札に参加する者は、入札日の前日17時までに、仕様書の1に記載する入札対象データについて、それぞれの項目毎に任意のデータ1日分を4の問い合わせ先に提出すること。

なお、提出するデータは、本公告開始日の一ヶ月前から入札の前日までの間に公表されたものとする。

(別紙1)

「商品情報等の提供に関する契約」に係る説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者

理事 小菅正美 殿

住 所

社 名

「商品情報等の提供に関する契約」に係る説明会への出席を希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。

## 入札条件

件名 商品情報等の提供に関する契約

### 1. 調達物品等

砂糖及びトウモロコシに関する日々の情報

#### (1) 相場情報

- ・ニューヨーク砂糖先物相場（11号約定）各限月の確定値
- ・ニューヨーク砂糖出来高および取引高
- ・国際砂糖協定価格
- ・ロンドン白糖先物相場（5号約定）各限月の確定値
- ・ロンドン白糖先物出来高及び取引高
- ・シカゴトウモロコシ先物相場各限月の確定値

#### (2) (1) の市況に関する情報

#### (3) (1) に影響を及ぼす世界の生産・消費・輸出入情報

#### (4) (1) に影響を及ぼす世界各国の政策動向情報

#### (5) (1) に影響を及ぼす商品市況・需給に関する情報

以上の情報について、パソコンの画面で確認及びプリントアウトが可能であること。なお、パソコンのOSはウインドウズXPとし、受信データはテキストファイル、Excelファイル、CSVファイルでのいずれかで利用可能なものとする。

注：詳細については別添1「仕様書」のとおり

### 2. 競争条件

1の仕様に係る商品情報等の提供に関する一切の金額（消費税抜）とする。

注：詳細については別添1「仕様書」のとおり

### 3. その他

- (1) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載し、別途、入札額の内訳を添付すること。
- (2) 別途、入札に付した調達物品等の提供が可能なことを確認できる資料として、仕様書の1に記載する項目毎に、任意の1日分を入札の前日までに提出すること。なお、提出するデータは、本公告開始日の1ヶ月前から入札の前日までに公表されたものとする。
- (3) 落札後の契約の締結に当たっては、原則、機構が示した「商品情報等の提供に係

る契約書（案）」により契約書を作成するものとする。ただし、それによらない契約書を用いて契約を締結する場合は、双方にて協議し、別途に覚書等を作成するものとする。

## 仕様書

件名 商品情報等の提供に関する契約

### 1. 提供対象の情報について

砂糖及びトウモロコシに関する日々の情報

#### (1) 相場情報

- ・ニューヨーク砂糖先物相場（11号約定）各限月の確定値
- ・ニューヨーク砂糖出来高および取引高
- ・国際砂糖協定価格
- ・ロンドン白糖先物相場（5号約定）各限月の確定値
- ・ロンドン白糖先物出来高及び取引高
- ・シカゴトウモロコシ先物相場各限月の確定値

#### (2) (1) の市況に関する情報

(3) (1) に影響を及ぼす世界の生産・消費・輸出入情報

(4) (1) に影響を及ぼす世界各国の政策動向情報

(5) (1) に影響を及ぼす商品市況・需給に関する情報

### 2. 提供における条件について

(1) 1. の情報がタイムリーかつ豊富であり、ニュースソースが複数かつ明白なものであること。

(2) 国内及び海外の砂糖並びにトウモロコシ関連の取引所において取材体制が確立されていること。

### 3. 情報の提供形態について

(1) 提供される情報は、パソコンの画面で確認及びプリントアウトが可能であること。

(2) 情報を受信する端末のOSはウインドウズXPとし、受信データは、テキストファイル、Excelファイル、CSVファイルのいずれかで利用可能なものとする。

(3) 情報は全て日本語で提供されるものとする。

### 4. 情報の提供方法について

情報提供は、当機構の指定する区間に敷設したADSL回線による専用回線に接続したパソコンへの通信で行うものとする。

### 5. 情報の提供期限について

1. の情報は、原則として、確定したものが翌日午前9：00までに提供されること

を必須とする（例：2月1日付けの相場情報については、2月2日午前9：00までに提供されること）。

ただし、一時的な障害等により提供の遅延がやむを得ないと機構が認める場合にはこの限りではない。

## 6. 情報通信料について

情報通信料は、パソコン以外の特種な回線料、ソフトウェア等受信に必要な機器若しくは保

守料等受信に必要なもの全て（初期設定費用及び上記4.に記載した専用回線の敷設及び維持に必要な一切の費用を含む）を含むものとする。

ただし、本契約終了後に撤去費用が必要となった場合においては、適正な積算書に基づき、農畜産業振興機構に対して別途請求できるものとする。

## 7. 提供情報の利用について

提供される情報は、当機構が発行する無料の広報誌及び当機構ホームページ等の作成時に、基礎資料として利用することができるものとする（具体的な利用方法については入札説明会資料で例示する）。

## 8. 契約に係る諸事項

### (1) 契約期間

本入札による契約期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、双方からの契約解除意思表示がない場合でも、契約の更新はされないものとする。

### (2) 料金支払

本入札による契約期間中の各月の情報通信料は、3ヶ月ごとに請求書を提出するものとし、機構は請求書を受領した日から30日以内にこれを支払う。なお、機構がこの支払義務を遅滞したときの支払利息は、支払日から未払残額に対する年5.00%の割合によるものとする。

### (3) 訴訟専属

本入札による契約及び契約に関連して生じる事項に関する一切の訴訟は東京地方裁判所に専属するものとする。

### (4) その他

農畜産業振興機構契約事務細則第65～67条（談合等に係る違約金の徴収）

（下記「参考」もしくは機構ホームページ <http://www.alic.go.jp/content/000012187.pdf>

を参照) に定める事項に順じた条項を契約内容に含めるものとする。)

## 9. その他

(1) 情報提供場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル北館4階  
農畜産業振興機構 特産調整部

(2) 情報提供期間

契約期間と同じ期間とする。

ただし、初期設定等が必要な場合は、契約締結日から平成24年3月31日までにこれを行うものとする。

## 「参考」

### ○独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（抜粋）

(中略)

(談合等による違約金の徴収)

第65条 契約事務責任者は、契約の相手方が次のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない旨を契約に定めておかなければならない。

- (1) 契約の相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- (4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第66条 契約事務責任者は、第64条及び第65条の規定による違約金の請求において、第41条の規定による契約保証金が納入されているときは、その違約金は、契約保証金のうちから徴収するものとし、違約金の額が契約保証金の額を超えているときは、その超えている額を追徴する旨を契約に定めておかなければならない。

2 契約事務責任者は、契約の相手方が第64条及び第65条の違約金の請求において、契約の解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない旨を契約に定めておかなければならない。

(遅延利息)

第67条 契約事務責任者は、契約の相手方が第64条又は第65条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない旨を契約に定めておかなければならない。

# 入札心得

## (総 則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長の契約に係る「商品情報等の提供」に関する入札については、この心得によるものとする。

## (入 札 等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、仕様書及び契約書等の入札説明書等資料の内容を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書(様式第1号)及び入札額の内訳(様式第1号-2)を、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)等を表記(様式第2号)し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、代理人によって入札する場合は、その委任状(様式第3号)を持参しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第6条 開札は、入札後入札公告に示した場所及び日時に、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(落札者の決定)

第7条 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号、以下「契約事務細則」という。）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- 2 たゞし、契約事務細則第13条第2項の規定に基づき予め設定した基準価格を下回った入札を行った者は、必ずしも落札者とはならない場合があり、入札結果を保留する。
- 3 落札者を保留等した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行なう。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は最初の入札に加わらなかった者及び契約事務細則第17条第2項の規定により入札を無効とされた者は入札に参加できない。

(同価格の入札)

第9条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 第1項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の者をもって落札者とする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、当機構から交付された契約書に記名押印の上、速やかに当機構に提出する。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札説明書等の配布書類は、入札時まで当機構に返却すること。

(3) 入札書等作成に係る費用は、入札参加者が負担するものとする。

(様式第1号)

## 入 札 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 佐藤 純二 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

¥

---

ただし、商品情報等の提供に係る契約料として  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない)

上記のとおり入札します。

- 注意：1 入札年月日は必ず記入のこと。  
2 用紙はA4版とする。  
3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。  
4 ( )内は、代理人が入札するときを使用し、委任状に使用した  
印鑑と同じものを押印すること。  
この場合、代表者印は不要とする。  
5 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって  
入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。

(様式第1号-2)

入 札 額 の 内 訳

会社名 \_\_\_\_\_

商品情報提供に関する契約料 (税抜き)

(単位:円)

品名等	1ヶ月当たり単価等	年 計
情報通信料 (仕様書記載6)		
初期費用等		
その他 ( )		

入札金額 \_\_\_\_\_

円 (税抜き)

(様式第2号)

## 封印用封筒記載例

封筒表

(独) 農畜産業振興機構 契約事務責任者 小菅正美 あて	
入 札 書 在 中	
入札件名	商品情報等の提供に関する契約
年月日	平成24年3月12日

封筒裏

印	印	印
住 所		
会社名		
本人又は代表者氏名		印
代理人氏名		印

【注意】 「本人又は代表者印」は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。また、代表者が入札する場合は代表者印を、代理人が入札する場合は代理人印を押印すること。

様式第3号)

## 委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理 事 長 佐 藤 純 二 殿

私は、 を代理人と定めて下記権限を委任します。

### 記

「商品情報等の提供に関する契約」の入札に関する一切の件

代理人使用印鑑	印
---------	---

住 所  
会社名  
代表者氏名

印

- 注意：1 代理人使用印鑑は入札書に押印するものと同じものを使用すること。  
2 用紙はA4版とする。  
3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。



新の場合、更新された契約の期間は、更新された契約開始日から平成24年3月31日までとする。

2 甲は、契約期間満了日以前に甲の責に帰すべき事由により本契約を解除する場合は、乙に対して本契約の残存期間の情報通信料に相当する金額を支払うものとする。

#### (物件の受渡)

第7条 乙が提供する物件は、甲において検査の結果、合格と認めたときに受け渡しを行い、不合格のものがあるときは、乙はこれに代えて完全品を提供するものとする。

#### (契約の解除)

第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合又は機構の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な事由によらないで、契約の目的の全部又は一部を履行しないとき、又は履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- (4) 乙またはその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

3 第1項の解除によって甲に損害が生じたときは、乙は、甲の認定した損害額を賠償するものとする。

#### (契約解除の違約金)

第9条 甲は、第8条第1項の規定に基づき、契約を解除したときは、乙から契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に違約金として徴収することができる。

#### (談合等に係る違約金)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか

否かにかかわらず、乙は、契約期間全体の支払総金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない。

- (1) 乙が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があつた旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

#### (遅延利息)

第11条 乙が第8条第3項の損害賠償金、及び第9条又は第10条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (契約の変更)

第12条 甲は、機構の業務上必要がある場合には、契約の内容を変更し又は乙に対して債務の履行を一時中止させることができる。

#### (違約金等の適用期間)

第13条 第8条、第9条、第10条及び第11条の規定は、この契約が終了した場合においても同様とする。

#### (超過損害額の請求)

第14条 甲は、契約の解除又は談合等により生じた損害額が第9条及び第10条により乙が支払う違約金を上回る場合においては、当該超過分の損害

賠償額についても徴収できるものとする。

(履行遅延)

第15条 甲は、機構の業務上必要がある場合には、契約の内容を変更することができる。

2 甲は、前項の規定により契約の内容を変更し又は債務の履行を一時中止させた場合において、従前の契約金額又は履行期限によることが不相当であると認められるときは、乙と協議して、これらを変更することができるものとする。

3 甲は、乙の責めに帰することができない事由により、履行期限内に契約を履行することができない場合においては、乙と協議して延滞損害金を徴収しないで、相当の期間に限り履行期限を延長できるものとする。

(違約金等の相殺)

第16条 この契約により、甲が乙から徴収すべき遅延金及び違約金等があるときは、甲は、その選択により、乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

(危険負担)

第17条 情報の提供前に生じた本件に係る滅失、紛失、変質、毀損、減量その他一切の損害は、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙が負担するものとする。

(報告又は調査)

第18条 甲は必要があると認めたときは、本契約に関する実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができるものとする。

(再委託の禁止)

第19条 乙は、この契約の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、円滑に解決するものとする。

(合意管轄)

第21条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京簡易裁判所又

は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年〇〇月〇〇日

甲 東京都港区麻布台二丁目2番1号  
独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 佐藤純二

乙 〇 〇 〇 〇